

# 行政書士 しおか

- ・社会貢献 成年後見事業への取り組み
- ・10月は行政書士制度広報月間



静岡県行政書士会

## これまでの写真コンクール入賞作品より

「春の散歩道」

志太支部 藤田敏郎 会員



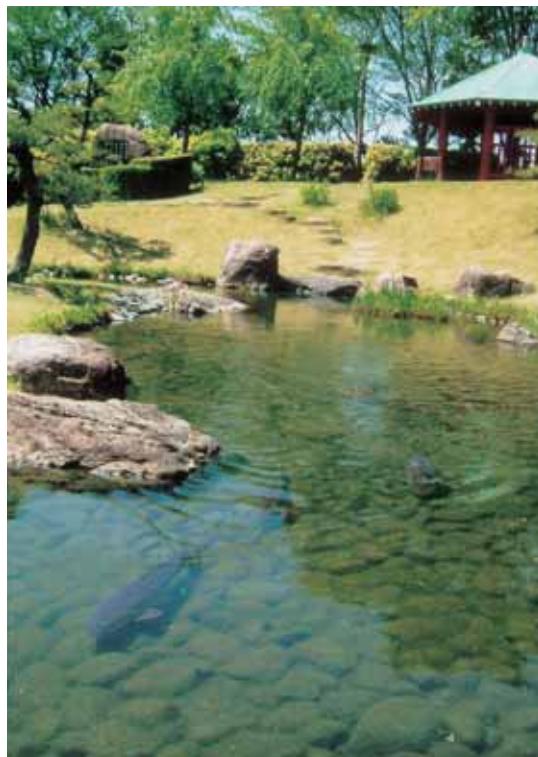
「三曲の爽」

清水支部 石川徹 会員



「静かなとき」

西遠支部 竹内一登 会員



「鳥歩む」

静岡支部 佐藤吉男 会員



写真コンクールの締切が近づきました。募集要項は最終ページを御覧下さい。

## 社会貢献事業

## 本会がめざす成年後見事業について

副会長（成年後見人担当代表） 我妻 和男

## 1 はじめに

静岡県行政書士会（以下、「本会」という）においても、いよいよ成年後見事業に取り組むこととなりました。本年7月1日開催された常任理事会に於いて堀内会長より次の六名が成年後見事業推進のための担当者として指名されました。

我妻副会長（代表）、神尾副会長、岸本副会長、岩瀬常任理事、奥山常任理事、杉原理事

成年後見業務については、『日本行政』（日本行政書士会連合会の会報）に連載された成年後見特集号及びその関連記事並びに同連合会が作成した『成年後見指導マニュアル』に本会が社会貢献事業として取り組むべき必要性や取り組むべき手順・方法等が明確に記述されていますので、これらを参考にすすめていきたいと思います。

## 2 社会貢献事業として取り組むべき必要性

社会貢献事業として取り組むべき必要性については、先に述べた『日本行政』（No.434）の成年後見特集1（5頁）「行政書士が取り組む意味」の中で筆者（糸智仁氏）が明確に述べられており、引用させて頂きます。

『認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の社会的弱者の権利を擁護する成年後見制度に積極的に関わり、地域の保健福祉行政に参画し、社会貢献を実践していくことは、街の法律家を自負する行政書士にとって重要なことです。そして、その結果、市区町村等の各種自治体・社会福祉協議会等との連携が深まり、行政書士の地域社会における知名度向上や社会的評価向上と、それに伴った業務の拡大に繋がることが期待できるのです。単に業務拡大のためという誤った認識を持つことなく、研修に積極的に参加し制度に精通すると共に、社会貢献に積極的に取り組んでいただきたいと思います。』

## 3 他県会の取り組み状況

成年後見事業を社会貢献事業として取り組んでいる単位会は、調査した範囲では、次の通りです。

## (1) NPO、センター等を立ち上げ、組織的に取り組んでいるところ

東京会（東京都行政書士会 成年後見センター）  
神奈川会（NPO法人 神奈川成年後見サポートセンター）平成12年9月認証  
長野会（NPO法人 長野県成年後見サポートセンター）平成19年1月認証  
沖縄会（NPO法人 沖縄県行政書士会成年後見サポートセンター）平成19年4月認証  
岡山会（NPO法人 おかやま成年後見サポートセンター）平成21年3月認証  
岩手会（いわて成年後見サポートセンター）  
石川会（石川県行政書士会 成年後見サポートセンター）

## (2) NPO等の立ち上げはしていないが、組織的に取り組んでいるところ

成年後見相談センター（埼玉県行政書士会 東松山支部他）  
成年後見支援センター（行政書士有志）

## (3) その他

上記以外にも、他士業（主に司法書士会）との連係の中で成年後見支援センター等を設立して社会貢献事業に相当数の行政書士が取り組んでいることもわかりました。次のような団体です。これらの他にも相当数あるようです。

NPO法人 香川県成年後見支援センター  
NPO法人 三重成年後見サポートセンター他

## 4 一般的な活動状況

各種資料等によると、一般的な活動状況は概ね次のような内容です。

## (1) 後見人養成講座（時間数は、20時間～40時間程度）

- 1回 ガイダンス
- 2回 法定後見
- 3回 任意後見
- 4回 福祉関係（講師：公証人）

- 5回 福祉関係（講師：障害福祉課）
- 6回 医療関係（講師：家庭裁判所）
- 7回 医療関係（講師：事例関係）
- 8回 考課測定（講師：看護協会）

↓

合格者 → 家庭裁判所へ後見人等候補者名簿として提出

(2) 無料相談会（原則、毎月1回）

- ・成年後見制度について
- ・成年後見と相続について

(3) 市民公開講座（原則、年1回）

これらの活動状況は、日本行政書士会連合会が作成した『成年後見指導マニュアル』の中で述べられている内容と概ね同様のものとなっています。

## 5 静岡家庭裁判所からの本会への要請

静岡家庭裁判所から本会会长宛に本年10月2日（金）に開催される「家事関係機関との連絡協議会」にオブザーバーとして参加してほしいとの要請文（8月7日付）が届きました。

社会貢献事業として成年後見事業に取り組む矢先の要請文でしたので「渡りに船」ととらえ、堀内会長、岸本副会長、私の三人で8月31日、同裁判所へ表敬訪問して参りました。30分の面談予定でしたがご熱心に対応して頂き、1時間半の面談となりました。成年被後見を取り巻く現状、成年後見となる人への期待や課題等多くの事柄についてご説明して頂きました。本会にとっては誠にありがたく有意義な時間でした。

## 6 本会の今後の事業活動

第1回成年後見人担当者会議（平成21年9月7日開催）に於いて、上記1～5のような現状等を踏まえ、まずは次の点を確認しました。

- ・成年後見事業は、あくまでも社会貢献事業として取り組む。
- ・第一の目標として、成年後見の人材育成を最優先に取り組む。

即ち、養成講座を受講し考課測定に合格した者でかつ指定された損害賠償保険に加入した等客観的要件を満たした有資格者名簿（成年後見人候補者名簿）を家庭裁判所に提出できるようにする。

- ・NPO又は一般社団等の別組織法人化は、将来必要を見て検討していく。

上記の確認事項については、第2回成年後見人担当

者会議（平成21年12月4日開催予定）に於いて、さらに具体的に（次年度の予算、養成講座のカリキュラム等）検討する予定です。

## 7 成年後見人について（Q&A）

Q 1 成年後見制度の手続きを行政書士の業務としてできますか。

A 手続きの具体的な流れは、通常、次のようになるようですが、家庭裁判所への手続きとなるため、行政書士の業務としてはできません。

- ① 家庭裁判所に後見開始の審判の申立て
- ② 家庭裁判所調査官による調査
- ③ 医師による鑑定
- ④ 家事審判官による審問
- ⑤ 家庭裁判所による審問
- ⑥ 後見開始

Q 2 任意後見契約書の作成なら行政書士の業務としてできますか。

A 『日本行政』（No.434）の成年後見特集1（8頁）「任意後見契約の注意点」をよく読み、ご判断ください。

Q 3 本会の社会貢献事業の一環として、家庭裁判所から成年後見人として選任された場合、行政書士の資格として業務を行うのですか。

A あくまでも家庭裁判所から選任された成年後見人として業務を行うこととなります。受ける報酬も成年後見人の業務に対する報酬となります。報酬額は家庭裁判所が被後見人毎に当該人の資産等を総合的に判断して決定されるものと理解しています。

Q 4 本会の社会貢献事業としての成年後見事業に興味関心があります。来年度養成講座を受けようと思っていますが、予め成年後見人についての知識を得たいと思います。どのような勉強が必要でしょうか。

A 成年後見事業をやってみたいという方には以下の資料が参考になると思います。それに加え、成年後見事業をやってみたいという意欲が大切ではないかと思います。

『日本行政』の成年後見特集号

（No.434）特集①「成年後見業務の倫理」

（No.435）特集②「移行型任意後見契約について」

(No.437) 特集③「家庭裁判所における成年後見人選任手続について」

特集④「岩手県行政書士会で成年後見制度利用支援に取組む組織について」

(No.438) 特集⑤「長野における成年後見制度への取り組みについて」

(No.437) 特集⑥「成年後見制度を取り巻く現状と課題」

『成年後見教室』(実務実践編) 日本加除出版株式会社 社団法人成年後見センター・リーガルサポート編著

**Q 5 静岡県では東部地区で成年後見人になる人が不足していると聞きましたが、毎年の申立件数について何か情報はありますか。**

**A 本県の情報は有りませんが、最高裁判所事務総局家庭局の統計によれば、次の通りです。**

#### 成年後見関係事件の概況

(平成20年1月～平成20年12月)

後見開始の申立件数：22,532件

(前年21,151件 対前年比 6.5%増)

補佐開始の申立件数： 2,539件

(前年 2,235件 対前年比13.6%増)

補助開始の申立件数： 947件

(前年 916件 対前年比 3.4%増)

上記統計からもわかりますように、成年後見制度の利用者は毎年増加傾向にあり、家庭裁判所の担当者の方は危機感を募らせています。本会が社会貢献事業として捉えているのはこのような実態にあることが背景にあります。弁護士と司法書士だけで対応できる数字ではないような気がします。

なお、上記件数の約3割が、親族以外の人たちが成年後見人となっています。即ち、弁護士、司法書士、社会福祉士等が担当しています。ここに早く行政書士が加わることができればと期待して準備を進めていきたいと思います。

#### 社会貢献事業

## 静岡大学ビザ・コンサルティング・サービスについて

副会長（涉外家事国際委員会担当）後藤 博行

本年度定時総会でご承認いただいた、社会貢献事業の一つでもある、静岡大学留学生支援活動による相談会を静岡キャンパス、浜松キャンパスの二会場で本年7月より毎月一回行っております。静岡大学では今後増加が見込まれる外国人研究者、留学生を受け入れるため、昨年より静岡会に在留資格等に係るさまざまな相談業務を行なえないか、との協力要請があり、大学側と打合せを重ねてきた結果7月より相談業務を開始しました。留学生を受入れる大学は、教育研究施設の充実に加え、環境の整ったところは必ず優秀な留学生が集まり、国内の地域間で留学生獲得の激化が予想される中、特色をもった教育実績を積み上げていけば県内の大学にも良い波及効果となって表われると思います。また、政府が昨年2020年を目途に、留学生を現在

の12万人から30万人に増やす「留学生30万人計画」を発表し、企業と連携する事によって留学生が県内企業に就職しやすくするための支援策も検討する様になってくると考えられます。現在静岡大学では、国際貢献を通して専門家を養成し、既に各国に人材を送り出している実績があります。今回特に、アジアを中心に優秀な研究者、学生を募り国際競争力に打ち勝つ能力と技術力を身に付ける事によってアジア全体のレベルアップに繋がるよう努力していると考えられ、これから留学を希望する研究者、学生に対して門戸を広げていこうと考えて、今般静岡県行政書士会に協力要請があったと思われます。尚、県内には留学を受け入れている大学は25校あります。

# 21年度行政書士制度広報月間

今年も10月に広報月間を実施します。行政書士無料電話相談（10月1日～3日）を行い、19支部により県内41ヶ所において無料相談所が開設されます。

また本会及び各支部は官庁の窓口における行政書士制度への理解と協力をお願いするため、関係官公署を訪問します。

## 相談内容

(1) 許可、認可等の手続きに関する相談

(例) 農地法（3条・4条・5条・非農地）、都市計画法（開発行為・建築）、国有財産（用途廃止・売却）、道路・河川及び水路（使用・占用・付替）、建設業（新規・更新・経審）、運輸交通（運送業・車庫証明・自動車登録）、旅館業、飲食店営業等、風俗営業、産業廃棄物（収集・運搬・処理）、入国管理（在留・永住・帰化・結婚）等

## (2) 権利義務、事実証明に関する相談

(例) 法人設立、相続(遺言・遺産分割)、贈与、売買、契約、福祉(保険・医療・年金・介護)等

### (3) 行政手続きに関する相談

(例) 申立先、処理期間、審査基準等

青浦

五

卷六

七

平成21年(2009年)9月24日(木曜日)

来月1日から相談電話 県行政書士会

県行政書士会は10月1  
～3日、遺言や相続法  
人設立、各種契約などに  
関する相談を受け付けける  
無料相談電話を開設す  
る。受付時間は、各日と  
も午前10時～午後4時。  
10月の「行政書士制度  
広報月間」に合わせた取  
り組みで、県内の行政書  
士が応対する。

相談は期間中に、県行  
政書士会（電054（2  
54）3003）へ。

平成21年(2009年)9月29日(火曜日)

1日から無料相談  
41会場で県行政書士会  
県行政書士会は、「行政書士制度広報月間」の  
10月1～31日、県内41会場で街頭無料相談会を開  
く。1～3日は、電話でも  
も相談を受け付ける。  
内容は①許可、認可等  
の手続き②権利義務、事  
実証明③行政手続きに  
関する相談。開催日時は  
会場によって異なる。最  
寄りの会場の問い合わせ  
せ、1～3日の電話相談  
は県行政書士会（電話05

廣報月間

## 官庁訪問（本会）

今年度は、富士宮支部が担当していただきました。富士宮支部役員の皆様と本会役員が合同で官庁訪問を行いました。

日 時 平成21年9月30日(水)

参加者	富士宮支部	佐野 一憲	支 部 長
		井出 正和	副支部長
		中津川浩淳	副支部長
		渡邊 輝征	本会理事
本会役員		堀内 昭次	会 長
		岸本 敏和	副 会 長
		鈴木 市代	副 会 長
		後藤 博行	副 会 長
		神尾 瞳	副 会 長
		加藤 修	総務部長
		平岡 康弘	建設法人労務部長
		田中 道博	風俗保健國際部長
		岩瀬 喜臣	広報企画部長
		鈴木 道夫	総務部委員長

訪問先 静岡県富士農林事務所

野澤所長

企画経営課 栗岡課長、稻葉主幹

## 静岡県富士十木事務所

西川所長

総務課 西ヶ谷課長、都市計画課 植松課長

静岡県富士健康福祉センター

鈴木所長

富士宮市役所

小室富十宮市長

都市整備部土地対策課 遠藤課長、高橋主事

都市整備部管理課 矢崎課長、斎藤調整主幹兼管理係長

農業委員會事務局 堀江事務局長、篠原主幹兼振興係長

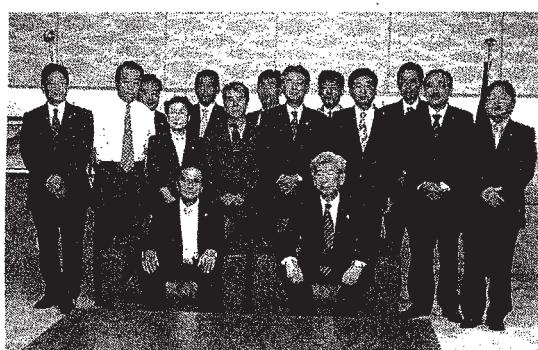
## 総務部市民課 赤池課長

日刊 岳南朝日 2009年(平成21年)10月3日(土曜日)

## 県行政書士会が市長表敬

## 行政と市民の懸け橋に期待

今後も行政と市民の懸け橋として期待している」とあります。富士宮市と芝川町の合併問題についても触れた。



表敬訪問した行政書士会員と小室市長（前列右）



富士農林事務所



企画経営課 栗岡課長、稲葉主幹と懇談会



野澤所長を表敬訪問

富士土木事務所



総務課 西ヶ谷課長、都市計画課 植松課長と懇談会



西川所長を表敬訪問

富士健康福祉センター



鈴木所長を表敬訪問

富士宮市役所



小室富士宮市長を表敬訪問



富士宮市職員の皆様と懇談会



佐野富士宮支部長挨拶

小室市長との懇談の中で、昨年実施した富士山ナンバー導入に伴う啓発イベントのことに触れていただき、小室市長が、行政書士の活動に深い理解をしてくださっていることに、役員一同感激しました。

富士農林事務所、富士土木事務所、そして富士宮市役所の各所における職員の皆様との懇談会では、主に芝川町との合併後についてお話を聞くなど活発に意見交換しました。

職員の皆様が行政書士制度を深く理解し、行政書士と連絡を密にとっていただいていることがよくわかりました。

これは、富士宮支部の皆様の日頃の努力と支部活動の成果であると感じました。

広報月間

SBSラジオ番組「中村こずえのほのぼのワイド」に、堀内会長と岸本副会長が出演（生放送）  
行政書士制度と広報月間の無料相談会をPR。

(10月1日AM10:45から約9分間)



本番前の打ち合わせ



出番を待つ緊張のひと時



マイクに向ってさあ本番



放送終了後記念撮影  
中村こずえさんは、とてもチャーミングな方でした。

## 広報月間

SBSテレビ番組「soleいいね!!」に、鈴木副会長が出演（生放送）  
行政書士の業務と広報月間無料相談会をPR。

(10月2日AM10:00)



台本の最終打ち合わせ



緊張感一杯のリハーサル



生放送スタート  
鈴木副会長、大変美人に映っていましたよ!!

10月1日はラジオ、10月2日はテレビの放送終了後、相談のお電話が殺到し、一部の方には順番待ちのため、相当お待ちいただかねばならないほどでした。ラジオ、テレビの反響の大きさにあらためて驚かされました。

10月1日の相談件数 10件

うちラジオを聞いてお電話いただいた件数 9件

10月2日の相談件数 10件

うちテレビを見てお電話いただいた件数 7件

10月3日の相談件数 5件

うちテレビを見てお電話いただいた件数 2件

その他の方は静岡新聞の記事を読んでお電話いただきました。

# 川勝平太静岡県知事を表敬訪問



前列左より、堀内会長・川勝静岡県知事・岸本副会長、後列左より、神尾副会長・我妻副会長・奥山常任理事・月見里副会長・鈴木副会長・岩月事務局長

去る10月6日、堀内昭次会長をはじめ本会役員が川勝県知事を表敬訪問しました。



建設 新聞 2009年(平成21年)10月9日(金曜日)

表敬訪問には  
堀内会長のほか、岸本敏和副会長、月見里副会長、我妻副会長、鈴木市代副会長、奥山浩行常任理事、岩月千代子事務局長が出席。富士山静岡県と行政の架け橋に

静岡県行政書士会(堀内昭次会長)は6日、川勝平太静岡県知事を表敬訪問し、今後も許認可申請業務などを通じて「県民と行政との架け橋としての役割を果たす」ことを強調した。川勝知事は「社会の要請である行政手続きの円滑な実施に向け、行政書士の皆さんの方は必要」と述べ、協力関係を築いていくことを確認した。

建設業許可や経営登記、工事監理、契約書類審査など、申請手続きの概要について意見交換を行った。岸本副会長は「われわれ行政書士は幅広く申請業務を担つてまいりますため、今後とも県庁内の多くの部署・部局と連携を深めて、これまで以上に意見交換の場を提供してほしいと要望。これ

を受けた川勝知事は「行政書士の皆さんの方の声を吸い上げ、施策に反映できるものは期待に沿つて努めたい」と応えた。

懇談する川勝知事(左)と堀内会長(左から2人目)、岸本副会長(右端)

# 富士山静岡空港がらがら歩記

広報委員 川瀬 強士

10月号の編集会議の席で、突然、広報部長から「富士山静岡空港」に行って、会報の記事になるような話題を拾ってくるようにと命じられた。(ちょっと記者気取?)

8月某日、空港に行くと、妻が「海外旅行にでも連れていってくれる下準備か。」と問いかけてきた。実は私たち夫婦、今時珍しく日本国外に出たことがない。そもそもパスポート自体、申請取次で他人のそれを見ることはあっても、自分のものはない。同窓会で話の輪に入らなければいけないというのが彼女の日頃の不満であり、そのことへの皮肉である。聞こえない振りをして家を出た。

前日に、少し予備知識を得ておこうと、県空港部管理室の高橋さんに現況等をお聞きした。

- ・富士山静岡空港は、滑走路・駐車場等の主要施設を県が建設し、県の管理責任のもと、その運用は完全民間会社「富士山静岡空港株」に委託されている。同社は、同時にターミナルビルの建設及びその管理も行っている。

- ・8月現在、静岡発着の定期便は

国際線 ソウル(仁川) … 1日 2往復

(大韓航空・アシアナ航空)

上海(浦東) … 週4往復

(中国東方航空)

国内線 札幌(新千歳) … 1日 2往復

(JAL・ANA)

福岡… 1日 3往復 (JAL)

沖縄(那覇) … 1日 1往復 (ANA)

小松… 1日 2往復 (FDA)

熊本… 1日 1往復 (FDA)

鹿児島… 1日 1往復 (FDA)

1日、延べ30機くらいが離着陸している。その他にチャーター便が随時ある。

- ・滑走路は暫定的に2,200mで開港したが、8月27日から当初計画の2,500mに延長される。(延長された。)国際線就航の大型機の多くが離着陸できる長さであり、将来のハワイ便等への対応も想定したものもある。

- ・また、これによりILSによる精密進入が可能になる。

(ILS〈計器着陸装置〉…地上施設から指向性誘導電波を発射し、視界不良でも安全に航空機を滑走路まで誘導する計器システム)

悪天候による欠航が減り、就航率(開港～現在95.9%)のアップが期待される。

- ・搭乗率は、毎月末に集計されたものが翌日にプレス発表されるが、8月は、現在、概ね国際線67% 国内線71%くらい。JALの搭乗率保証は、知事も廃止すべく努力されており、近日中にJAL社長との会談が予定されている。(8/27実現) JALは、就航便の小型化で搭乗率を高める方針のようだが、需要に対応できない場合がでたり、着陸料の減少というジレンマがある。
- ・現在の便数では仮に全便満席でも、当初の需要予測の106万人には達しない。利用推進室を中心に現状路線の搭乗率アップ・増便、チャーター便の定期便化、新たな路線拡大等の課題に取り組んでいる。
- ・国際線には、当然ながら出入国審査ブースがあり、国際線の発着時にあわせて、名古屋入管静岡出張所の入国審査官が出向いて上陸審査等に当っている。静岡出張所の話では、空港では外国人が一時出国する際の「再入国許可申請」は一切受けていないので、事前に出張所等で許可を得ておく必要がある。



紆余曲折を経て、ともかくも暫定滑走路ながら今年6月、最後の地方空港として開港した富士山静岡空港は、緑のお茶畑が美しい牧之原台地にある。東名吉田ICから15分、相良牧之原ICから10分、静岡、浜松どちらからでも1時間程度の立地である。周辺アクセス

道路はよく整備されているが、一般道からそこに至る標識がちょっと少ないように感じた。2,000台収容の駐車場が無料というのは嬉しい。

ターミナルビル玄関で、森広報委員長と落ち合った。「可愛らしくコンパクトにまとまった空港だね。でも思った以上に人が大勢いるよ。」というのが第一声だった。事実、開港直後に写真を撮りに来た時にはまばらだった1Fのチェックインロビーは、どの社のカウンターも順番待ちの人で込み合っていた。

ちょうど、到着ロビーに韓国の修学旅行生と思われる一団が出てきた。

聞けば、これからバスで東名に入り、車窓から富士山を眺めながら鎌倉・横浜方面に行くらしい。地域活性化のためには、何とか彼らを伊豆あたりで留める工夫もこれから必要ではないだろうか。

2Fは、搭乗待合室になっており、周りにf-airという売店と並んで県の情報発信スペースが設けられている。その一角に「静岡茶おもてなしコーナー」という無料呈茶コーナーがあった。偶然にも、そこで委員長の高校時代の友人の岡さんという方に出会い、いろいろお話をうかがうことができた。

県からスペースの利活用を委託された(財)世界緑茶協会が県内各産地の茶業者の協力を得て開設しており、岡さんは協会企画部長として、これに係っているということであった。公スペースであり、ここで商売はできず業者さんたちは無報酬の奉仕接待だが、静岡茶PRのため協力してくれているということだった。この日は川根茶だった。私たちも丁寧に煎ってくれた美味しいお茶をいただいた。他にもこのスペースには、県立美術館や県木材の紹介、富士山情報の展示等がされ

ていた。せっかく当地を訪れた観光客に静岡を大いにアピールしていただきたいと思う。(岡さんありがとうございました。)

3Fはレストランと展望デッキになっている。デッキは滑走路を一望できるのだが、飛行機はデッキから見ると、正面あたりから滑走を始め、離陸するのかなり東側（着陸も同じ）になるため、私の安物のデジタルカメラでは離着陸の瞬間を撮っても米粒のようにしか写らないのが残念。ここから富士山を眺望できるはずだが、この時期、姿を見てくれる日は少なそうだ。

隣にいた小学校中学年くらいの賢そうな男の子とお父さんのやりとりが耳に入ってきた。「九州へ行く飛行機が、何故東に向かって飛び出し、上空で旋回して西に行くの？初めから西に向かって飛べばいいじゃん。」「風の吹く方向に向かって飛び出せば、揚力が生じて機体が自然に浮くんだ。凧揚げだってそうだろう。今日は東風だから東に向かうんだよ。」なるほど科学的！

でもなあ、ここの様に本数が少ない所ならともかく、羽田のようにひっきりなしに離着陸している様な所でも、風向きによって一旦進入路や進出路の方向を変えられるのだろうか。いや、野暮な詮索はやめよう。子の素朴な質問にしっかりと答える親、この親子の「会話」がここでは正解。

ビルの外に展望広場があるので、場所を変えることにする。開港直後に来たときは、乗客よりも見物客の方が圧倒的に多く、この広場も場所を確保するのが大変だった。さすがに当時より減ってはいるが、それでもかなりの人が暑いなか熱心に見物していた。ここは、先ほどのデッキよりさらに西側にあり、さらに撮影は難しい。もう少し位置を考えてもらえないかななどと思っ



たりもした。（良い写真が撮れなかった言い訳みたいだが。）でも、あの鉄の塊が樂々と空に上ったり、下りたりするのを観ているだけでも、これが結構楽しくて飽きない。皆さんも見物に来られるときは、11時頃から14時頃の間に出発・到着便が集中しているので、その時間帯をはずさないようにするのがお勧め。

お腹がすいたので、ビルに戻り食事をすることにする。3Fにある「魚がし鮓 FOOD COURT」というのが、空港内唯一のレストランだが余り広くはない。昼食時で長い行列ができていた。後ろに並んでいた、これから上海に行くらしい夫婦が「こんなに混んでいる時は、搭乗客優先にして欲しいよね。」と言っていた。将来需要が拡大する場合も想定して、ビル拡張可能な敷地は確保されているそうだ。余談だが、この夫婦「席は窓側かなあ。」「ガラガラだから、好きな所に座ればいいのよ。」と、観光バスか新幹線自由席にでも乗り込むような気軽さだった。ローカル空港らしいのどかな対話が聞けた。

食事のメニューは特に目新しいものはないが、なかなかの味で美味しかった。お隣の席の同年輩と思われる旅慣れたふうのご婦人二人連れは、これから福岡に行くという。近くに空港ができて、旅行も本当に楽になったと喜んでいた。

ついでながら、ここはビルの1Fロビーに喫煙室が設置されている。さらに見物客が入ることはできないが、施設図を見ると搭乗待合室にも用意されているらしい。つまり、出発前の吸いだめや到着直後の一段が

可能という、私の様な愛煙家にとっては、誠に行き届いた心遣い（？）がされた空港である。確かに「環境にやさしいターミナルビル」が、コンセプトのはずだが。

ざわざわした人込みのなかだが、それでも旅立ち・再会・別れ…いろいろ人の思いが入り混じった駅や海港と同様の、一種独特な風を何気に感じたのは気のせいだろうか？

先ほどのご婦人が言う様に、韓国には2時間程度、北海道や九州にも羽田やセントレアを経由するよりはるかに早く、安価に行ける。昼前後に発着が偏重しているが、早朝出発・夕方到着というようなフライト設定がもっとできれば、より効率的に旅の時間も使える。今後の工夫次第では、この空港は意外とうまくいくかも知れないと思った。種々の考え方はあると思うが、巨費を投じて建設したわけであり、造った以上は、官民知恵を出し合い全国のモデルとなるような地方空港をめざしていきたいものだ。

県空港部では、「富士山静岡空港利用促進を図るための県民アイデア」を募集している。県のホームページへアクセスし、皆さん是非、意見提言を！

今日は、一応は業務だったが、それを除いてもなかなかに楽しかった。

とりあえず、明日パスポートの申請に行ってこよう…



# 伊豆縦貫自動車道一部開通

広報委員 中里 龍彦

平成21年7月27日伊豆の新しい玄関口として、伊豆縦貫自動車道の一部である東駿河湾環状道路のうち、東名沼津ICと接続する沼津岡宮ICから国道1号に接続する三島塚原ICまでの区間が開通しました。この道路の目的は、土日祝日や観光シーズンには、慢性的に渋滞が起きている沼津市街や三島市街・伊豆地域の道路の混雑の緩和を図り、伊豆地域の発展に寄与することとされています。

そこで先日、開通した区間（10km）を実際に走行してみました。平日の為と開通したばかりであって一般にあまり知られていないのか、交通量はあまり無かったのですが、この区間を従来のルートで走行するよりは、遙かに快適であり短時間ですみました。三島塚原ICを左折すると箱根方面、右折すると7分ほどで伊豆の国市や伊豆市方面に向かう国道136号線に出ることができました。箱根方面や伊豆の国市および伊豆市までの所要時間はかなり短縮され、快適な移動ができるようになったと実感することができました。

東駿河湾環状道路の残りの部分である、三島塚原ICから伊豆中央道へ接続する函南町塚本までの区間は、現在工事が進んでいますが、完成すると熱海や下田などの観光地への所要時間が大幅に短縮されるものと期待されます。

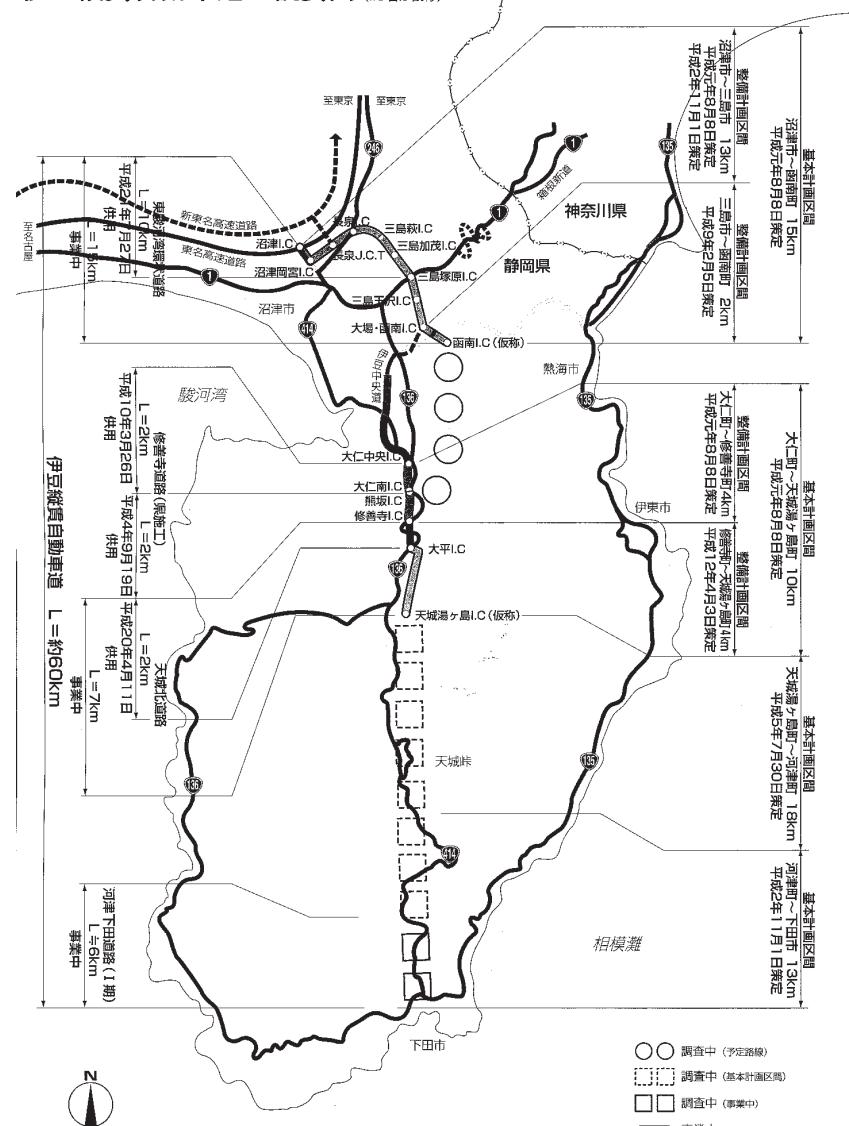
伊豆縦貫道の全体像は、沼津ICから下田までを貫く延長約60kmの一般国道の自動車専用道路で、全国的な高速交通体系である高規格幹線道路網14,000kmの一部に位置づけられており、平成元年8月8日に基本計画が策定された沼津市から函南町までの区間の東駿河湾環状道路、および天城北道路を含む伊豆の国市大仁から伊豆市天城湯ヶ島までの区間、平成2年11月1日および平成5年7月30日に基本計画が策定された河津下田道路を含む、河津町から下田市までの区間と伊豆市天城湯ヶ島町から河津町までの区間で

構成されています。

工事の進捗状況は、東駿河湾環状道路のうち10kmと、天城北道路のうち1.6kmが供用されていますが、河津下田道路は、都市計画決定手続及び環境アセスメントが実施されているところです。

今般の総選挙の結果による工事への影響が懸念されますが、全体の工事が完成すれば地元に暮らす者としては、道路の目的が果たされるものと期待します。

伊豆縦貫自動車道の概要図 (I.C名は仮称)



参考資料 国土交通省沼津河川国道事務所ホームページ「いふ」及び管内図

&lt;種苗法の背景&gt;

## 江戸時代は植物国家？

西遠支部 渡辺 清久

「江戸は植物国家」であったと言う人がいます。おそらくこの人は江戸時代の循環型リサイクル社会を指してこのように称したのだと思いますが、当時の植物の多様さや植物の品種改良の技術の面からも、まさしく江戸時代は「植物国家」と呼ぶに相応しい時代であったことは確かなようです。

先ず、真っ先に江戸時代の植物の品種改良に関連して思い出されるのが「ソメイヨシノ」です。「ソメイヨシノ」という名前の桜を知っている人はたくさんいると思いますが、これがクローンだと知っている人は少ないかもしれません。一般に「ソメイヨシノ」はエドヒガンザクラ（母）とオオシマザクラ（父）の交配種で江戸時代に染井村（東京都豊島区駒込）の植木職人が吉野桜として売り出されたものが、明治になり染井吉野と命名されたものだと言われています。「ソメイヨシノ」はクローン（同一の起源を持ち尚且つ均一な遺伝子情報を持つ核酸（DNA）、細胞、固体の集合。本来は挿木の意味）で、普通は不稔（タネができるない）となり、常にヒトの手により挿木などで増殖しなければ種（しゅ）自体が消滅してしまう存在なのです。そしてクローンということから、東京の「ソメイヨシノ」、ワシントンの「ソメイヨシノ」はもとよりすべての「ソメイヨシノ」はDNAが同じであるとされ、温度条件が揃えば必ず同時期に開花するそうです。

このように自然に任せたなら地球上に存在しない「ソメイヨシノ」いう品種を江戸時代の人は交配という技術により試行錯誤の末に創り上げたのです。これは世界に誇ることのできる凄いことです。このことからも江戸時代の植物改良技術のすばらしさと人々の植物に対する深い情熱の一端が窺い知れます。

また、江戸時代はアサガオの品種改良の盛んな時代で、二度の大朝顔ブームがあったそうです。ことに「変わり朝顔」は時には何百、何千両という高値で取引されたことが当時の資料に残っています。しかしそのブームもそう長くは続かなかったようで、残念なことに朝顔ブームの終焉と共にたくさんの「変わり朝顔」もこの世から消えたそうです。ながらオランダの「チューリップバブル」を連想するような出来事だったようです。そして現在その消えた「変わり朝顔」の復活をめざして品種改良に情熱を注ぐ人たちもいるそ

うです。

何も江戸時代は朝顔のような花木ばかりの品種改良が盛んだったわけではなく、野菜や穀物の品種改良も盛んだったそうです。トマト、レタスなど私たちが現在普通に食べている野菜の多くが栽培されていて想像以上にバリエーションに富んでいたらしいのです。

現在私たちは多くの品種改良の為された植物と共に存しています。従来想像できなかった「遺伝子組み換え」技術への不安など植物品種改良に対しての否定的な意見もありますが、植物の多様性が私たちの生活に潤いと恩恵を与えてくれているのは紛れもない事実です。今後、私たちが多くの植物（もちろん品種改良の為された植物も含む）と共に生きていくうえで「江戸は植物国家であった」というキーワードは非常に参考になるかもしれません。

渡辺先生は、現在、著作権調査研究機構西部ブロックのブロック長をされており、特に「種苗法」に大変造詣が深く、今回の執筆をお願いしました。

種苗法…植物の新たな品種を創作した者は、その品種を登録することで、それを育成する権利（育成者権）を専有することができる旨を定めた、品種育成の振興、種苗流通の適正化を図ることを目的とする法律。

既に江戸時代に、この法律の生まれる土壤があったことが良く分かります。  
（編集部 注）



# 開業奮戦記

沼津支部 米原 透

早いもので、開業してから丸4年が経ちました。

事情で、長いサラリーマン生活に終止符を打ち、急遽開業することとなり、最初は果たして食っていけるのかと不安一杯でした。

同時に保険の仕事も開業しましたので、そちらの研修に名古屋の方へ半年間、月の内10日ほど出掛けねばならず、行政書士の業務も、自動車登録関連以外は知識皆無でしたので、入会時の支部長の助言に従い、書士会の研修会にはすべて出席するようにしました。従って最初の一年はとにかく出掛けてばかりという印象でした。

中でも、妻との旅行も兼ねて、福岡までブルートレインで申請取次の事務研修会に出掛けたことは、今となっては良い思い出になりました。

後輩の方にアドバイスなんて立場ではありませんが、私なりに考えた開業してからのポイントをあげますと

## 1. 研修会に出席して各々の分野の業務の入門的知識を得る

最初から自分の得意分野で食っていける方には関係ないでしょうが、やはり最初はいろんな業務の情報を得ておかないと、お客様の相談に乗ることもできません。最近は新入会員に研修会費の補助もあるようです。

## 2. 先輩の先生にアドバイスを請う

最初は、その分野に精通した先輩や役員に率直に相談して、アドバイスを頂くのが一番です。私も、その業務の注意点やコツをずいぶん教えて頂き、助かりました。

## 3. コンプライアンスと職業倫理に注意する

これはもう当たり前のことで、デリケートな個人情報を取り扱いますので、気を遣います。戸籍謄本等をとる際の職務上請求書の取り扱いも要注意です。また、申請取次ではとにかく自分の目で確認をと、先輩から教えられました。

## 4. 他士業の方とのネットワークを作る

行政書士の分野だけで完結する仕事ばかりではありません。相続や会社設立等、司法書士や税理士の方と手を組む必要があります。普段からおつきあいさせて

頂いておくといろいろな情報を頂けたり、時には仕事も廻していただけたりします。

## 5. OA環境を整える

## 6. ホームページを開く

最後の2点についてですが、パソコン、レザープリンタ、コピー、スキャナ、光回線等のハードウェアとOFFICE、acrobat等のソフトウェア、行政書士用の電子証明書は必須でしょう。費用は工夫次第で意外と掛かりません。ホームページも私の場合、ホームページビルダーというソフトウェア以外には一銭も掛かっていません。

インターネットには仕事の参考になる、官民のサイトが沢山あります。提出する書類のひな形もPDFやWORDのファイル形式で提供されています。それらを自分の業務に役立てるには、高速の回線でないと効率が上がりません。

また、これから電子申請もますます普及してきます。私自身、定款の電子認証は何度も経験済みですし、先日、新車のOSS登録を経験しましたが、これで行政書士の仕事が広がる可能性を感じましたので、研究を続けるつもりです。

売り上げの方も、現状、3分の1はインターネットを介した依頼です。もっと増えればと、ホームページも、他の先生のサイトを参考にさせて頂いて、少しずつ更新しています。

「お客様のお役に立つ」というのが私のポリシーですので、実際に仕事をさせて頂いても、相談のみで売り上げにならなくても「お陰で助かりました」と云われるのがなによりです。これはサラリーマンではなかなか味わえない感覚で、行政書士になって良かったなと感じるときです。

今年から、沼津支部の役員の端くれに加えて頂き、本会では情報管理の仕事を仰せつかりました。微力ですが、少しでも支部や本会のお役に立ちたいと考えています。

これからも、よろしくお願ひいたします。

## 静岡支部「成年後見人」講習会に参加して

広報委員 長谷川 泰子

平成21年9月11日(金)、静岡産学交流センター7階大議室において、静岡支部運輸交通部による「成年後見人」講習会が開催されました。出席者は約70名。静岡支部のみならず、他支部からも多数参加されました。

開会の挨拶に始まり、運輸交通部諸田薰部長、高林和子静岡支部長が挨拶され、引き続き、静岡県行政書士会我妻和男副会長が、本会としては「社会貢献事業」として成年後見に取り組んで行くこと、まずは、人材育成に力を注ぎ、家庭裁判所へ提出する「後見人等候補者名簿」を作成していく、との説明がなされました。

さて、いよいよ講習会の始まりです。

講師は静岡県行政書士会静岡支部所属の澤本裕貴会員です。澤本会員は行政書士のみならず、司法書士としてもご活躍中で、現在は、社団法人成年後見センター・リーガルサポートの広報、雑誌「実践成年後見」の企画担当でいらっしゃいます。

試験を受けて行政書士になった方々にとっては「成年後見」というと、民法の勉強を始めてまず最初に出てくる項目であり、行政書士の専門的な業務より、こちらの方がなじみやすい部分もあるかと思います。

まずは、「成年後見人の基礎入門」として制度の概要についてです。制度の理念が掲げられている中で、本人の自己決定権を尊重するのか、それとも、財産を保護するべきか…実務においては判断に悩む状況もあること、また、財産を管理するということは、単に浪費を防ぐということではなく、本人の生活の質(QOL)を高めるためには積極的に財産を使うこともある、ということを具体例を挙げてお話されました。

成年後見人の職務権限としては、1. 財産管理権、2. 代理権、3. 取消権、4. 身上監護があります。民法第859条第1項では「～成年後見人はその財産に関する「法律行為」について被後見人を代表する。」とあり、後見人は「事実行為」は行いません。しかし、実務の上では、医療行為の同意を求められる、施設入所の際、身元引受人・保証人に署名を求められる等、まだまだ、一般に後見人の役割が浸透していない中、家族・親戚と同じ立場に思われてしまう場面も多々あるようです。また、適切・必要な「法律行為」を選択・実行するためには、本人にとって何がベストであるか把握することが必要となります。もしかしたら、「事

実行為」を通して本人に近づきたいという人もいるかもしれません、身上監護=介護というイメージを持たれてしまう中で、後見人として、そこは一線を引かなければならないのだと思いました。

その後「成年後見人の実務」についての講義がありました。

まず、就任直後取りかかるのは財産目録等の調整です。不動産・預貯金等を単にリストアップするだけと思っていたら、これから後見人として財産を管理するためには金融機関・社会保険事務所・市町村の介護課関係等への届け出が必要とのこと。また、通帳・印鑑等の引き渡しを受けなければなりませんが、その引き渡しにもトラブルを避けるため立会人をつけた方が望ましいこと、もし引き渡しを拒めたらどうするのか等の様々な問題点も考えられます。そして、財産目録等にはそれぞれの裏付書類が必要です。この財産目録等を家裁に提出した後から後見人としての職務は始まるのです。

就任中は、原則（辞任・解任がなければ）“本人の死亡”まで職務は続きます。

成年後見制度は介護保険制度と同時にスタートした経緯もあり、就任中の職務としては、施設への入院契約がよく取り上げられるのではないかでしょうか。その他にも財産管理する中で、本人がもっているリスクを伴う金融商品は解約すべきか否か、本人が相続人となった場合、遺産分割はどうるべきか。また、居住用不動産の処分については家庭裁判所の許可が必要であること、親族との関係等…。どの業務でもそうですが、状況により個別に問題はあり、本人の保護を目的とするため、依頼者（本人の子等）の望むようにはいかないことが多いようです。そういった意味でも社会福祉士・ケアマネージャー・施設・行政・諸団体等、福祉関係者の協力は必須となります。

後見の職務は“本人の死亡”により終了しますが、「死後の事務」(葬儀等)が生じてくる場合もあります。そもそも成年後見人としてはそれを行う権限がないのですが、もともと身寄りがいない人の場合には、後見人が動かなければならないこともあるそうです。また、万が一、本人よりも後見人が先に死亡した場合には、後見人の相続人は、次に就任した後見人に対して

管理されていた財産を引き継がねばならぬ、相続人が知らなかった場合にはバタバタしてしまうので注意が必要です。

全体を通じ具体例が大変多く、入門編としてとても分かりやすい講習会でした。澤本会員の実務経験のお話からは、成年後見人としての職務は簡単にこなせるものではないことが伺えました。しかし、何よりも社会貢献になるものであり、やりがいにつながるものであります。高齢化がますます進む中、成年後見の制度は益々必要になってくると思われます。この先「成年後見制度」についてお客様から相談されることも予想されます。まだまだ個々に勉強が必要なことはもちろんですが、社会貢献としての組織的なサポートや候補者名簿登録のための研修制度が今後ますます望まれます。

最後に、澤本裕貴会員、3時間にも及ぶ長時間の講習会、本当にお疲れさまでした。



# 建設業委員会『講師派遣制度』を利用して

静岡支部法人労務建設業部 部長 赤木 大輔

静岡支部法人労務建設業部にて講習会を企画していましたところ、『行政書士しづおか』7月号の中に静岡県行政書士会建設業委員会の『講師派遣制度』スタートの記事を拝見しました。諸要件をクリアすれば、勉強会のグループや支部講習会にも講師を派遣していただけるとの記載があり、早速この制度を活用させていただきたいと考え、本会ホームページを確認の上メールにて申し込みをしました。数日後に鈴木幹久委員長より直々に了承の連絡をいただき、講師派遣制度を活用しての講習会開催の運びとなりました。

ちなみに、リニューアルされた本会ホームページには講師派遣制度の申込要件について以下のように掲載されています。

1. 静岡県行政書士会会員5名以上のグループで申し込んでください。
2. 代表者が所属する支部長の承諾を得てください。
3. 同一グループにおいて同一年度1回を限度とさせてください。
4. 講習会のテーマ、会場の設営、資料の作成等は主催者側で準備をお願いします。
5. 講師料は原則無料ですが、資料代をいただく場合があります。
6. 営利を目的としたり、有料(実費弁済を除く)の講習会への派遣は行いません。
7. 年間3回程度の派遣を予定していますが、派遣先の選択基準は建設業委員会にお任せいただきます。

※ No.2については、当分の間(支部長協議会での了承が得られるまで)要件から除外します。

「講習会のテーマ」については、当初より新入会員の方にも出席していただきたいと考えて建設業許可の初級講習を予定していたことから、建設業許可申請の基礎的内容に関する講義を依頼しました。また、講師派遣の申し込みと講習会との間にあまり日数がなかったことから連絡が取り易いようにと、講師には同じ静岡支部の前田芳秀委員を指名させていただきました。

当日、前田委員には三部構成のうちの第一部の講義と第三部の懇談会の進行を担当していただきました。第一部では、『代書屋ではなく国家資格者たる行政書士としての建設業許可申請』というテーマの下、行政



書士として業務を行うに際しての心構えや建設業許可申請の手続きに関する講義をしていただきました。特に許可申請手続きについては実際に問題となるような様々な具体的な事例をまじえた講義となり、新入会員の方のみならず経験のある会員の方にとっても有益なものとなったことだと思います。第一部・第二部の講義形式の講習会終了後18時30分からの第三部では、懇談会として講習会とは違った気軽な雰囲気の中で業務に精通している方々の経験談を聞ける形式としたところ、活発な意見交換が行われ、参加者の中から「継続的な開催をぜひお願いしたい」との嬉しい声もいただき、担当部会としても今後の活動への励みとなりました。このような日常業務の疑問を気軽に質問し解決できる場が提供されることは会員ばかりでなく、県の担当者に対する無用な質問も少なくなる効果もあるように感じました。

今回の支部講習会は翌週に建設業委員会の講習会があったことから、はたして多くの会員に出席していただけるか心配もあり、本会講習会とは違った視点での講習会の内容にしていただきました。また、講師派遣制度の活用にご理解いただいた静岡支部の高林和子支部長をはじめ他支部の支部長にもご協力いただき広く参加希望者を募ったことから、静岡支部32名・他支部24名と予想以上の多くの会員の方に出席していただきました。

このたびの『講師派遣制度』活用第1号の感想としては、勉強会のグループや支部講習会にも講師を派遣していただけるということで、新入会員をはじめ

新たに業務に取り組もうと考えている会員にとっては非常にありがたい制度でありますので、今後もこの制度を活用した講習会・勉強会が多く開催されることを期待致します。また、将来的には行政書士会員内に限らず広く一般向けにも、専門家として講師を派遣できると行政書士の周知にも貢献できるのではと感じました。

最後になりますが、講師を派遣してくださった本会建設業委員会、そして講習会に出席していただいた会員の方々にこの場を借りて深くお礼申し上げます。



### 講師派遣申込書

私達は、下記の件につき、静岡県行政書士会建設業委員会に講師派遣の  
申し込みをします。

#### 記

1 グループ名 (代表者名)	( 支部 氏名 )
2 構成員の人数	人
3 希望する時期	第1希望 第2希望
4 予定の開催場所	
5 講習会のテーマ	
6 資料の有無	
7 その他の希望	

### 承諾書

私は 支部長は、上記の件につき貴殿が静岡県行政書士会建設業委員会に対し、講師の派遣申し込みをすることを承諾します。

平成 年 月 日

支部

支部長

印

# 女性新理事始動

## 本会の理事になって

土木農地運輸環境部 齊藤 せつ

人は、無いないといっても七癖あるという。さて、自分はいくつの癖があるのだろう。十も、二十も、いやそれ以上かも知れない。自分を見てみると、悪い癖ばかり目につく。その最たるものに断ることを知らない癖がある。

平成八年六月静岡県行政書士会に入会、清水支部にお世話になってからまもなく支部の理事にといわれハイ、ハイと受けて四期も続けてしまった。その後副支部長にといわれこれも同じように受けて今回は、本会の理事である。

別に能力があるわけでもなく、でしゃばりの性格でもない。では、なぜ断らなかったのか。多分、生きているだけで幸せと思う今一つの癖だったのではないか。

国民学校四年生で東南海地震、校庭で機銃掃射を受け、相次ぐ空襲で家を焼かれ、防空壕で艦砲射撃そして終戦、続いての食糧難時代を経てきたので少々のことは、我慢できるしこまで無事生きてきたのだから、困ったことも何とかなるだろうという安易な気持ちであることは否めない。

しかし、今期の第一回目の理事会に出席して自分の考えは、間違っていたのだと気がついた。悪い癖で受けたのではなく、何のことはない大バカだったのである。年齢的にも、経験年数からいっても無理ではあったし、そうそつたるメンバーの中で飛び交う言葉の単語は始めて耳にすることばかりであった。

いかに今までノホホンと過ごして来たか、不勉強であったか、反省すること頻りである。まして心が通わないと避けていたパソコンも使用せざるを得なくなったり。連絡をすべてメールで済ませなければならない。このトシで行政書士として仕事ができる喜びだけでは、本会の理事は勤まらないのである。

幸いに、副会長、部長、委員長それぞれ温和な方々なので私のバカをカバーしてくださいます。月一回開かれる委員会は、若々しい委員のみなさんの活発な意見交換で楽しく気持ちのいい時間をいただいている。

また、事務局から立派な名刺を頂戴した。だが使う場がない。それというのも自分自身でその名刺にふさわしい人物になっていないからだろう。及ばずながら勉強して使用できる機会を持ちたいと考えている。遅かりし……にならぬよう願っている昨今である。

## 入管手続きとの出会い

渉外家事国際委員会 大高まゆみ

行政書士登録をして丁度、今年で10年が経ちました。私が入管手続きと初めて出会ったのは、20代の頃、30年以上前のことになります。

当時、アメリカの大学で勉強することを希望していた私は、アメリカ大使館でStudent Visaの発給をして貰うべく作業を始めました。日本への入国と同様、発給されたVisaを携帯して入国し、空港のimmigrationの窓口で入国審査官にチェックされ、問題がなければ上陸許可が下ります。日本ではimmigrationのことを入国管理局と言いますが、アメリカ合衆国では移民局と言って、外国人の在留資格の許可についての仕事等を行っています。日本では移民局という表現は馴染みがないので、immigrationと書かせて頂きます。アメリカ合衆国は移民の国と言われるだけあって、当地（私の留学したSan Diego）のimmigrationの広い場所には、100人単位の人達が在留許可の申請に訪れ、交付を待っていました。窓口がいくつもあり、担当者が何人も受付業務を行っていますので、申請者が多い割には現在の名古屋入管、静岡出張所と同じ位の待ち時間でした。これは30年位前の話なので、現在は分かりません。

私の留学手続きに関わるStudent Visaの発給や再入国許可やその他、空港でのhappeningについての話をしたいと思います。

当時、東京にありましたアメリカ文化センターの図書館で留学する大学の調査をし、手続き全般を「新アメリカ渡航法」布井敬次郎著で調べたのが始まりでした。東京にはいくつも留学手続き案内会社のような所がありましたが、手続きを依頼するつもりはありませんでしたので、2、3訪問して話を聞いた程度でした。先輩の友人達に手続き全般について尋ねながら、アメリカ政府の発行するI-20という書式に記入された入学許可証の申請の為に、願書の記入と添付書類の収集をしました。その間何回も留学する大学の事務局に手紙で問い合わせ、何とか書類が整い、アメリカ大使館でVisaの発給をしてもらいました。当時はE-mailはなく、Faxさえも一般家庭では普及していませんでしたので、通信の方法は郵便か電話でした。この時受け取りましたI-20という許可証が、今思えば日本で言う「在留資格認定証明書」に値するものだと思います。

私達留学生はいつもI-20と言っていました。留学していた期間に、在留期間の更新の為、何回かimmigrationを訪れましたが、私にとってimmigrationのスタッフはとても親しみやすく、印象は良いものでした。日本の入管で外国人が職員に抱いている印象とは程遠いものでした。私の場合は留学生で提出書類に問題がなかったことが理由かもしれません、就労の在留資格やアメリカ人の配偶者になる在留資格を取る外国人にとっては、immigrationの印象は違ったものになるのかもしれません。一時帰国の為に発給して貰った再入国許可証を、日本での夏休みが終了して渡米する際、アメリカ大使館に確認をしに訪問する程、当時の私はVisaに関しても知識が浅く、今思えば笑えない思い出です。

完全にSan Diegoでの留学期間が終了し、日本で仕事に就いてからも2回程、ハワイ大学のサマーセミナーに参加したことがあります。その際、大学の留学生受入事務担当者が私のサマーセミナーの受講を、外国人のための英語講座の留学生と間違えて書類に記入し、I-20にもその旨が記載されていたことがありました。私は手紙で、アメリカ人学生が受講するサマーセミナーで、大学の単位が取れるものに参加することをはっきり書いて連絡してきましたが、やはり、スタッフの思い込みや手違いはあるものです。私はホノルル空港に降り立つまで全然気づかず、そのI-20を携帯して、空港のimmigrationの窓口に並びました。窓口担当者から「これこれ、これこれの目的で留学するのですね」と尋ねられましたが、私は「外国人の為の英語講座ではなくて、大学で単位の取れるregular classを受講する為に来ました」と言いました。そうしましたら、窓口の担当者が他の係官を呼び、その係官が私をすぐ近くの壁側の長机がある所に連れて行きました。係官は私のI-20を眺めながら「It's interesting. (興味をそそる)」と言いました。その時、書類の記載と私の留学目的が違うということは、上陸を許可されない可能性もあると思い、とっさに大学から送られたもう1枚の他の書類をその係官に見せました。その内容は「サマーセミナーが終了したら、直ちに自国に帰国することを確認しましたので、当大学でのサマーセミナーの受講を許可します」という学長差出人の文書でした。書類を見た係官は「O.K. Here you go.」(良いですよ。どうぞ。)と言ってすぐ上陸を許可してくれました。当時の私にとっては、「重要なことは文書で作成したものを提示、提出すること」の重みを感じた大きな出来事でした。

この様な一連の手続きを経験して、日本でこの様な

手続きに携わる仕事がありましたら就きたいと思っておりました。しかし自分で起業する力もありませんでしたし、留学する後輩達にアメリカ留学のVisaの申請方法等について相談にのったり、アドバイスをする程度で、月日が経過していました。年月と共に現在の移民法も法改正があったと思いますし、Visa発給の際には個人留学生にはアメリカ大使館での面接があると聞いています。専攻したChild Developmentの勉強を生かして、帰国後、語学学校で子供達に英会話を教える仕事に就き、その後、父の宅建業の仕事も引き継ぐべく宅建主任者の資格を取り、次に行政書士としての資格を取りました。入管手続きのことは何年も忘れていましたが、行政書士の資格を取った後、静岡市役所で行政書士による「外国人の為の入国・在留に関する無料相談会」という「広報しづおか」市発刊と新聞の案内が目に留まりました。これが平成8年位のことです。静岡市役所のこの相談会は市が静岡県行政書士会静岡支部に委託して、始まったと聞いています。その少し前には、静岡市でも外国人住民が増加し、市役所では入管手続きに関する多くの質問を受け、対応しきれず、先輩の行政書士の力添えがあって、市が行政書士会静岡支部に委託したのだそうです。私はこの相談会に魅かれて、参加してみたいと思うようになりました。数年後、行政書士登録をして現在に至っています。この相談会はいろいろな経過を辿り、今年からは静岡市国際交流協会が引き継いで、年3回静岡支部の会員が担当することになりました。

一連のアメリカでのimmigrationの手続きは、日本に在留している外国人の在留資格の入管手続きとは異なるものです。しかし何か役に立つことがあれば私の経験を生かしながら、国際業務の分野では、日本に入国・在留する外国人の入管手続きと法務局の帰化の手続き、又日本人の依頼を含めた外国に提出する書類の英訳や公印認証手続き等を、手伝えたらよいと思っております。

現在の役員の任務である静岡県行政書士会渉外家事国際委員会の活動と、静岡支部の渉外家事国際部で活動をしてきた会務とは色々な面で異なり、システムが違いますので、多々戸惑うこともあります。しかし、皆様に迷惑を掛けないで、2年間任務がまとう出来る様、努力していきたいと思います。

# 投稿

## お家断絶（北条氏重の場合）

（静岡支部 佐藤 吉男）

### （一）侍地蔵

侍地蔵は、袋井市北原川の上岳寺内にある。主人・北条氏重の死を悲しみ、若くして自らの命を断った河野作十郎をまつっており、文政7年（1824年）9月吉日の銘がある。

上岳寺には、氏重とともに河野作十郎の画像も残されている。その肖像はみるからにりりしい若衆姿で、像の上部に「作十郎、主君に殉ず」と書かれていて、時にまだ20歳の青年であった。法号は、「刀山見露庵主」である。

袋井には「福地蔵めぐり」という巡礼めぐりがあり、そのときふとめぐり合ったのが、「侍地蔵」であった。ちょんまげを結ったおもしろい像容と思ったものである。

だから、「侍地蔵」が、北条氏重と3代将軍家光、さらに大岡忠相につながっていこうとは、思いもしなかった。

### （二）北条氏重

北条氏重は、保科氏の流れをくむ家柄に育った人物で、その祖先は北条綱成。綱成は、武田勢から深沢城を守った後北条の将。あたかも北条一族かのようであるが、実は綱成の父は福嶋正成で国人武士。今川氏に従って、武田信虎と戦っている。正成がこの戦いでなくなつたので、綱成は北条氏綱を頼って小田原にいったという。この時に綱成は北条に改姓したものと思われる。綱成は北条3代に仕え、「直八幡」と呼ばれた。綱成、氏繁、氏勝、そして氏重と続く。一方、保科正直の四男として生まれた氏重は、慶長十六年（1611年）、北条氏勝の養子として迎えられたので、本来は保科氏。その母は、久松俊勝の女で、家康の異父の妹である。氏重は、慶長19年から元和元年の大阪の陣にも出陣した。元和5年（1619年）、久野城の城主となり、その後、田中城に移り、慶安2年（1648年）掛川城主に着任した。そして、在城10年後の万治元年（1658年）11月、63歳で病没したのだが、その際、嗣子がなかったためにお家断絶となつたのである。

### （三）上岳寺

上岳寺は、袋井市北原川にあり、今は少しさびれた曹洞宗の寺である。本尊は釈迦如来で山号は最乗山という。氏重はもと菅ヶ谷に大徳寺を開いたが、千葉へ移ったため、寺は一時荒廃した。その後、氏重が掛川城主になってから上岳寺として再興され、氏重没後は、久野城主家の堀内重勝によって再再興された。さらにその後、享保2年（1717年）2月、大岡忠相が外祖父にあたる氏重のために金20両を寄進したので、寛政6年（1794年）、祠堂がそのお金をもとに再建されている。

本堂の裏に北条氏重の墓がある。しかし、安政の大震で倒壊してひどく破損し、その破片を積み重ねてある。五輪塔なのか宝篋印塔なのか名残をとどめていない。よく石仏を見て歩いている私も、この荒廃した名家の墓の有様には大変驚いた。3基のうち、中央が氏重、右が奥方、左が殉死した家臣、河野作十郎のものである。

氏重夫婦と河野作十郎の物語を知った今、地震のためとはいえ朽ちてしまった墓を見ると、後継者のいない恐ろしさを感じずにはいられない。

### （四）掛川城

戦国時代の掛川城主は、朝比奈氏3代。永禄11年（1568年）12月、今川氏真は、武田勢に駿府の今川館を追わされて朝比奈泰朝の掛川城へ逃げ込んだ。今川氏真はさらに徳川家康に掛川城を囲まれ、城を明け渡している。

家康はその後、掛川城を石川氏2代にあづけ、浜松城に移った。が、さらに浜松城から駿府城に移った家康は、秀吉によって関東に移封された。そのあと掛川城に入ったのが、山内一豊である。一豊は45歳から55歳までの10年間で、掛川城の近代城郭の基礎を築くことになる。その後、一豊は24万石を与えられ、土佐に栄転する。一豊が去ったあと掛川城の初代藩主は、家康とは異父弟の松平定勝（久松）である。

慶安元年（1648年）、氏重は、5,000石を加増されて

3万石となり、掛川城主となった。

### (五) 大猷院靈廟（竜華院）

大猷院靈廟とは、明暦2年（1656年）、掛川古城の跡に北条氏重によって建てられた徳川家光（大猷院）の「おたまや」のことである。開創に当たって氏重は、寛永寺から僧を招き、これに灯明料150石余を寄付して、將軍家に対して精一杯のメッセージを送った。文化15年（1818年）3月、火災で焼失したために、現存する建物は文政5年（1822年）11月、掛川城主の大田資始（すけとも）が再建したものである。

財政事情が困難であった掛川藩にあって、氏重が靈廟を建立したのは、無理をしてもお家断絶を避けたかったからだといわれている。嗣子のない氏重は、將軍家に対して精一杯の敬意を示すことにより、何とかお家断絶を免れようとしたのである。

しかし、氏重の死が、明暦の大火灾の翌年であったこともあり、氏重の願いは無視されて、廢絶に追い込まれてしまったのだ。

### (六) お家断絶

氏重には男子がなく、それが原因でお家断絶となつたが、女子は5人もいて、いずれも側室との間にできた子だった。

大岡忠相が上岳寺に金20両の祠堂料を寄進したのは、氏重の5女が先祖に当たる大岡美濃守に嫁いだからである。

氏重亡き後掛川城に入ったのは、直好、直武、直朝の井伊家3代。だが、井伊直朝が発病し、井伊家存亡の危機が訪れた。ところが、幕府は養子の直矩が井伊家を継ぐことを認めている。井伊家は井伊直政を出した名門。ここに北条家とは家柄がちがう、ということがささやかれている。すなわち、大名家の存続か廃止かの扱いは、必ずしも公平ではなく、まさに「家柄」によって左右されたというのだ。

しかし、さらに考証してみると、氏重は北条とはいえ、それは養子に入ったからで、元は保科家という名門。保科正之は秀忠が側室に生ませた子で、武田信玄の娘で穴山梅雪の夫人となった見性院が乳母となっている。また、氏重の母は家康の異父弟である久松俊勝の娘となれば、むしろ徳川家と縁続きである。それを考えると、家柄がちがうという説には抵抗がある。

穿った見方をすれば、氏重は、河野作十郎を自分の娘婿に迎えて、跡継ぎをさせればよかったのではない

か、ともいえる。だから、家光の時代には、まだ養子をむかえて跡継ぎをさせることが認められなかつたというのが妥当である。ちなみに綱吉の時代に最も多くの大名の処分が断行されたが、嗣子なき断絶は、養子緩和のために減少している。

### (七) 末期養子

江戸時代の初めには、ことに4代家綱までは、大名家廃絶の理由として、嗣子なき廃絶が多い。一般の武家においても、相続人を選定する手続きは、きわめて厳格であり、遺言による養子願いは、末期養子あるいは急養子といって認められていなかった。

というのは、まず、末期養子のおいては当主の意思を確認するのが困難であることによる。家臣が当主を暗殺して、都合のよい当主に挿げ替える不法がはびこる恐れがあったからだ。また、幕府は大名の力を削いで統制を強めるには、お家断絶が無手勝流ともいべき方法であった。しかし、そのために嗣子なきお家断絶がふえて、世に浪人たちがはびこり、社会不安を引き起こすようになった。これが慶安4年（1651年）に起きた、由比正雪の乱であった。またそれ以前の寛永14年（1637年）から翌年にかけておきた島原の乱は、お家断絶のために行き所のなくなった浪人たちが一揆に加わっていた。

そこで、幕府は支配体制が整つたこともある、慶安事件直後には、17歳以上50歳未満の者にかぎり末期養子を許可するようになった。ただ、判元見届けという厳格な手続きで、役人が直接当主の生存と養子縁組の意思を確認した。寛文3年（1663年）に17歳未満の末期養子が許可され、天和3年（1683年）になって50歳未満という制限も外されていくのだが、氏重が病没したのは、万治元年（1658年）で63歳。すなわち慶安事件の後とはいえ、まだ50歳という制限がはさっていた時代であった。その年齢制限に引っかかって末期養子が認められなかつたのだ。もし氏重が25年後の88歳で亡くなつていれば、末期養子が認められ、お家断絶にならずに済んだのに、という勘定になる。

氏重が祀った家光自身が、三代将軍の座を、お江の方お気に入りの忠長を改易してまで奪い取ったのは、有名な話。将軍の子でありながら、忠長は無念のお家断絶。忠長追い落としには乳母の春日局の陰謀があったともいわれているが、それは歴史の闇の中である。

ご承知のように戦前までは、家督相続によって、家名と相続財産が結合し、長子単独相続であった。男子

は女子に、嫡出子は庶子に優先していた。だから、女子が長子の家は、男子を婿養子として迎え入れ、家の存続を図ったのだ。それが、前代までの武士相続法の原則であったが、氏重の場合は、長子が男子でなかつたために、また長子である女子に婿養子をとって、家を継がせることさえ認められなかつたのである。まさに、「氏重無残」というべき。さらに氏重の死に殉じたまだ若き家臣、河野作十郎もあわれでならない。

完

## 川柳

平成廿一年八月八日 山本順平



老夫婦勿体ないの息も含う

大の字に寝れる癒しの里帰り

背を伸ばし仲間に会わす同期会

何度も気軽に詫びる部下の罪

先生と一緒に写真Vサイン

# 「行列ができる行政相談所」

第20回

所長 役 所 行 蔵



## 住宅瑕疵担保履行法について教えてください。

**A** 今回は、住宅瑕疵担保履行法の〔保険料〕、〔指定保険会社の検査〕、〔着工中の建物の保険加入について〕、〔保険の請求者〕、〔報告義務〕について解説します。

### 〔保険料〕

保険料は、請負金額が2,000万円以下であっても最低保険金額が2,000万円ですので、2,000万円の保険金額に対する保険料を払わなければなりません。

保険法人によって違いますが、戸建住宅（120m<sup>2</sup>の場合）で約7～8万円前後、共同住宅（20戸、合計価額4億円、4階建の場合）で、1戸あたり約5～6万円前後ですが、面積帯などに応じて各保険法人で異なっています。また保険法人によって独自の割引メニュー等もあるようです。

また保険法人によっては、保険料の他に事業者届出料が別途26,250円～52,500円かかる場合があります。

事業者届出料とは、事業者名、会社所在地等を記載する書類で保険料の割引等がうけられるためのものようです。

なお、保険の加入に要する保険料は、住宅価格に上乗せすることは可能です。

### 〔指定保険会社の検査〕

建築確認後、保険の申し込みを行う必要がありますが、指定保険法人の建築士の資格をもった現場検査員に次のタイミングで〈現場検査〉を受ける必要があります。（必須）

◎基礎配筋工事完了時

◎中間躯体工事完了時（共同住宅の場合）

◎躯体工事完了時又は下地張りの直前の工事完了時  
(木造、RC造の場合は、屋根防水工事完了時)

### 〔着工中の建物の保険加入について〕

すでに着工済みで基礎配筋工事が完了してしまった場合、原則として、保険加入はできません。供託で対

応する必要があります。

ただし、建設住宅性能評価書が発行された住宅については、着工後であっても防水部分の確認を受ければ、保険加入が可能となっています。

### 〔保険の請求者〕

保険金の支払いに付いて、売主等は、住宅購入者等から瑕疵による補修等の請求があった際には、補修をしなければなりません。その後、補修等にかかった金額の保険金を売主等が住宅瑕疵担保責任保険法人に対し請求をし、保険金の支払い（免責金額を除きます）を受けます。

売主等に支払う場合は、80%以上、業者倒産時に買主等や発注者に直接支払われる場合は、100%支払われます。

しかし、以下の場合には保険金が支払われません。

1. 事業者（被保険者の下請け業者を含む）又は保険付保住宅の取得者の故意又は重大な過失に基づいて生じたもの
2. 洪水・台風・暴風雨等の自然現象、火災・落雷・航空機の落下・労働争議等の偶然又は外来の事由、重量車両・鉄道等の通行による振動等により生じた損害
3. 土地の沈下・土砂崩れや土地造成工事等の瑕疵、鳥の巣・植物の根の成長等動植物等により生じた損害
4. 地震、噴火、津波により生じた損害

### 〔報告義務〕

新築住宅を引き渡す建設業者又は宅建業者の売主等は、年2回の基準日（3月31日、9月30日）に供託や保険契約の締結状況を国土交通大臣又は、都道府県知事に対して、基準日から3週間以内に報告する義務があります。

1. 当該基準日までに過去10年間に引き渡した新築

## 住宅の戸数の報告

2. 1のうち、保険加入した戸数の報告
  3. 保険契約を証明する書類の提出
- この報告義務を怠ると次の罰則があります。
- 届出をしない又は、届出の内容に虚偽があった場合、**50万円以下の罰金**

○資力確保措置を講じていない、届出をしていない場合は、当該基準日の翌日から50日を経過した日から新たに請負契約、売買契約をすることができません。もし契約をした場合には、1年以下の懲役か100万

円以下の罰金又はその両方に処せられます。

紙面の都合上資力確保の手段としては、一般的な「保険の加入」による方法を中心に説明させていただき、「保証金の供託」による方法は割愛させていただきました。

## 《参考文献》

よくわかる新法解説ガイド 住宅瑕疵担保履行法（発行：財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）



数年前に前面道路が私道との説明を受け分譲地を購入しましたが、同じ分譲地購入者の路上駐車や分譲地購入者以外の道路通行に疑問を感じています。最近では皆で利用している排水のマンホールが破損したため、修理の話し合いをしたところ、私の敷地の前に位置するものであるから、私の負担で直すように言われました。道路部分は分譲地購入者5人の共有となっていますが、そもそも私道とはどういうものなのでしょうか？



**A** 私道は私人が築造管理し、私権行使の対象となるが、道路位置指定を受けてあれば私権行使が制限されることが多い。共有の道路の場合、維持管理費用は持分割合により負担するのが相当。

道路には公道と私道がありますが、公道は行政が築造管理するもので、この道路を構成する敷地等について私権を行使することはできません。私道は私人が築造し管理するもので、私道の開設・廃止は私権の行使であり、通行についても私権の行使という形となります。ただ、私権行使の対象となるとはいえ、通路として、また建築のために設けられたものであるため、数々の制限が設けられています。

- ①建築基準法第43条1項の規定（いわゆる接道義務）等に抵触する場合、特定行政庁により私道の変更・廃止が禁止され、又は制限されることがあります。
- ②建築基準法第42条1項5号の規定により特定行政庁より位置の指定を受けたもの（いわゆる位置指定道路）については、建築基準法上の道路であり、建築物やその他の工作物を建築・築造することはできません。
- ③第三者の通行についても、税制上、登記上公衆用道路となっている場合、通行を阻止するのは難しいよ

うです。特定行政庁より道路位置指定を受けた私道にあっては、必要もないのに第三者の通行を拒否することは権利の濫用となるとの判例もあります。また、位置の指定を受けることにより、建築基準法上の道路となるため、隣接地についても道路斜線制限等の制限を強いることになりますので、注意が必要です。

共有の道路の利用、維持・管理については、民法に次のように規定されています。

## ①（共有物の使用）民法第249条

各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

## ②（共有物に関する負担）民法第253条

各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、その他共有物に関する負担を負う。

すなわち、共有という所有形態は共有物全体について、持分の割合に応じた権利を有し、義務を負うということになります。件の路上駐車やマンホール修理の件について、この部分は誰々の所有というには共有物分割の手続きを経る必要がありましょう。また、私道の維持・管理について、町内会等より要望があれば、費用を負担してくれる市町もあるようです。地域によって取り扱いも異なりますので、詳細はお近くの行政書士事務所にご相談ください。

# 11月は『労働保険適用促進月間』です。

## 1人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

厚生労働省・静岡労働局では、11月を「労働保険適用促進月間」と定め、全国的に労働保険適用促進活動を展開します。

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険に加入する義務があります。

思わぬ労災 予期せぬ失業 しっかりサポート労働保険！

「社員の安心」を守るのは「社長の責任」であり「社会の義務」です。

労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上のため、労働保険未手続事業の解消にご理解とご協力をお願いいたします。

### 労働保険とは…

労災保険と雇用保険の総称です。  
労働者を1人でも雇用している  
事業主は全て加入することが原  
則の国の制度です。

### 労災保険とは…

業務上の災害や通勤  
災害に対して必要な  
給付を行います。

### 雇用保険とは…

労働者が失業した際の  
生活の安定と再就職の  
促進を図るための必要  
な給付を行います。

=

+

### 詳細についてのお問合せは…

静岡労働局労働保険徴収課 TEL054-254-6316  
または最寄りの労働基準監督署・ハローワークへ

事務連絡  
平成21年10月5日

県内主要経済団体及び関係団体の長 殿

静岡労働局総務部労働保険徴収課長

### 労働保険適用促進月間の実施及び広報誌掲載依頼について

労働保険制度の運営につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の労働保険（労災保険・雇用保険）の適用事業数は、昭和50年の全面適用以来、着実に増加を続けておりましたが、近年は減少傾向が見受けられ、平成20年度末における労災保険適用事業は86,385事業（前年比-349）、雇用保険適用事業は59,205事業（-6）となっているところです。

このような状況の中、厳しい経済情勢の影響もあり、依然として小規模零細事業を中心にお相当数の未手続事業が残されていると推測され、これら未手続事業の解消は、全面適用の原則を踏まえ、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図る観点からも極めて重要であるため、適用促進及び未手続事業の解消に向けた取り組みを強化しているところです。

そこで、今年度も11月を「労働保険適用促進月間」と定め、未手続事業の一掃を主要課題と位置付けるとともに、労働保険の適用促進に関する広報活動を全国的に集中して展開することといたしました。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、関係傘下の事業主の皆様方に対して労働保険制度の周知に御協力いただきますとともに、制度の正しい理解の促進についても御助言いただきますようお願い申し上げます。

【担当】〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階  
静岡労働局 総務部 労働保険徴収課 労働保険適用指導官 小池  
TEL 054-254-6437 FAX 054-254-6321

# 講習会・研修会

## 倉庫業法関係書類作成業務及び貨物自動車運送事業者の安全性優良事業所マーク講習会

日 時 平成21年 8月18日(水)自13時30分至16時05分  
会 場 B-nestベガサート 6階  
講 師 中部運輸局静岡運輸支局交通環境部物流課  
物流施設係 係長 松野勝敏様  
(社)静岡県トラック協会適正化事業部  
理事・部長 窪田智樹様  
出席者 副会長 鈴木、部長 日内地  
副部長 齊藤、委員長 青島  
委 員 二宮、山本、森下、長谷山、諸田、  
小倉

受講者数 54名

### 講題・研修議題

- (1) 倉庫業の書類作成における留意点等について
- (2) 貨物自動車運送事業者の安全性優良事業所マーク (Gマーク) 取得の概要について



## 建設業委員会業務講習会

日 時 平成21年 8月31日(水)自13時25分至17時30分  
会 場 もくせい会館 1階「富士ホール」  
講 師 静岡県建設部建設業室 主任 佐野 哲様  
静岡県行政書士会建設業委員会委員  
平岡康弘、鈴木幹久  
出席者 会長 堀内、副会長 月見里  
部長 平岡、委員長 鈴木幹  
委員 前田、梅原、増田、塩崎、竹内、  
鈴木亨

受講者数 159名

### 講題・研修議題

- (1) 建設業者と電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）について
- (2) 経営事項審査の評点アップの方法について
- (3) 建設関係業務の基礎知識





夏の名残の入道雲と、そのさらに上空を漂う秋の鱗雲。遠ざかる季節と、やって来る季節が混在する9月初旬のこの空を「ゆきあいの空」と言うそうだ。

古今和歌集にも詠まれているという。昔の人の日本語には情緒がある。

年を経るごと、四季の変化に感動することが少なくなった。既に十分高齢者、これから何回出会うか分からぬ秋を、今年は意識的に感じておきたい。(感傷的にすぎる?)

空を見上げてみよう。小さな旅に出てみよう。夕には、星を眺めながら虫の声に耳を傾けよう。そして、静かな音楽にも浸ってみよう。(これでも結構ロマンチスト?)

ところで、今夜は地域の仲間の飲み会がある。そういえば酒を飲むだけは季節を感じる。ぼちぼち冷や酒より熱燗だとか。とりあえず今日のところは、居酒屋の喧騒のなかに秋を見つけてみることにするか。

サユリスト

弁当を買いに行った近所のスーパーで『ソフト麺』を発見。そう、給食でたま～に出てきたあの『ソフト麺』です。

「懐かしいな～、ソフト麺って市販しているんだ。よくカレーシューチーと一緒に出ていたなあ。」と弁当を買わずに、思わず『ソフト麺』とレトルトカレーを購入。早速家に戻り二十数年ぶり味わってみる。

スペゲティーともうどんとも違う独特の食感が口の中に広がり、「そうそう、給食の食器が小さくて袋に入ったままのソフト麺を先割れスプーンで二つに切って、二回に分けて食器に入れて食べたけど、ルーが少なくて最後のほうは麺だけを食べていたなあ。」と給食の思い出が甦ってきました。

それ以来、『ソフト麺』にはまり時々自宅で『給食』を楽しんでいます。 居残り佐平次

趣味の一つに釣りがあります。

きっかけは、人生の大半をお世話になった、S先生におしえられたボートでのキス釣りが始まりで、遊魚船で沖釣りの遠征にまで出かけましたが、今では近くの港へ孫と五目釣りに出かけるぐらいです。釣りの楽しみは、本命も然りですが、外道として予想外の魚が釣れることがあります、本命の引きと違う感触のときには、どんな魚が釣れるのか想像をめぐらせわくわくします。五目釣りも何が釣れるかというわくわくする期待があり、釣行の車の中では「今日は蛸が釣れるかな、鱸が釣れるかな」と孫との会話も弾みます。

三年生



「夢釣り人」

静岡支部・清水支部の女性会員で作られる「あゆみ会」に所属しています(現在は幽霊会員ですが…)。私がまだ登録して間もない頃、あゆみ会の集まりで入ったとんかつ屋さんで、清水支部の大先輩が「私は子供の前で一度も「仕事疲れた」と言ったことがないのよ」とお話をされました。母親が「仕事疲れた」と言うと、子供は「仕事って大変なんだ、しんどいものなんだ」と思ってしまうでしょう、という話を聞き、ハッとした。景気の影響か、共働きの夫婦も多くなり、働く主婦もお疲れ気味かと思います。ですが、主婦は外で仕事をしていても、子供と正面から向き合わなければなりません(よく「子供は父親の背中を見て育つ」と言いますが、母親は背中で子育てできませんよね)。以来、私も「疲れた～」と言いつこうになるのを「腰がイタイ～」とごまかして(ごまかせます?)、将来、息子が仕事というものに対して夢や憧れをもてるよう心がけています。とはいえ、父親の「疲れた」に対する母親の「一日お疲れさまでした」も、子供にとっては、きっとほほえましいものですよね。

訳あり商品

## 編集後記

広報委員の川瀬さんと静岡空港の取材にいってきました。学生の頃から空港や港が好きでした。空港や港がもつなんとなく甘酸っぱいような、落ち着かないような、ザワザワした雰囲気が好きなんだと思います。

そんなわけで静岡空港の取材は楽しんでワクワクしながらさせていただきました。

行ってみれば静岡空港は空港と呼ぶにはあまりにも小さくかわいい空港でした。

それでも、取材をしているうちにロビーで、出国ゲートで、成田や羽田のような、あの落ち着かないようなザワザワした雰囲気を感じることができました。

取材記事「富士山ぶらぶら歩記」にもそんな気分が詰まっています。どうぞ楽しんでお読みください。

### 「帰郷の冬仕度」

富士宮支部 佐野 知会員



### 「晩夏晚景」

三島支部 永原 喜世治 会員



### 「晩秋」

榛原支部 榛葉利夫 会員



#### 第14回 会員写真コンクール募集要項

- テーマ………自由（写真説明）
- 締切………平成21年10月末日
- サイズ………キャビネ大

※参加写真はすべて返却しません。

- 賞………会長賞 1名、優秀賞 2名  
入賞 3名、佳作 4名

優秀作品については会報に掲載し発表致します。  
尚、表彰式は定期総会にて行います。

## 第3回しづおかスポーツフェスティバル

県民のスポーツに対する関心や活動を高めることを趣旨とした、しづおかスポーツフェスティバルが第3回を迎えた。その一環として平成21年9月27日御殿場市体育館に於いて、武術太極拳東部地域大会が約700名の参加者の下に開催されました。



静岡県行政書士会